

令和5年6月21日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事1期工事延伸に伴う影響調査の取りまとめ状況について

1 主旨

本庁舎等整備工事に関しては、受注者である大成建設株式会社東京支店（以下、「大成建設」とする。）より、1期工事の今後の工程について令和5年5月24日付けで延伸するとの申し入れがあり、その後、令和5年6月9日付けで、完成日を令和5年9月末から令和6年3月末に延伸した工程計画が示された。それに先立ち、区では5月25日付けで全庁に対し、1期棟供用開始時期の6ヶ月延伸を想定した場合の区への影響について、調査を実施した。ついては、その取りまとめ状況を報告する。

2 1期工事延伸による区事業への影響について

	分類	事例（一部抜粋）
1	既に契約を締結しており、契約の相手方との協議によっては増額となる経費	新庁舎什器の購入
2	実施時期が確定しているため、工期の延伸により追加作業が発生し、追加の予算が発生するもの	新庁舎に構築予定だったサーバーについて、竣工遅れにより、一時的に現庁舎へ仮設置する作業と、さらに、新庁舎竣工時に移設する作業が追加で必要となる
3	既存庁舎での業務を継続することにより必要となる経費	新庁舎では使用しない予定だった文書電動棚の保守点検経費
4	実施時期・契約時期を先送りすることで値上がりなどにより生じる経費	移転業務委託（令和6年4～5月の移転シーズンによる増）
5	補助期間中の実績未達成により補助金が受けられず、区に実損が生じる可能性のある事案（歳入減）	太陽光発電設備設置補助金

3 今後の対応

調査結果に関しては、金額を確認中のものや、工期の延伸により実施時期の変更が必要なものが多くある。今後、更にこれらの影響を精査し、損害額を見極める。

4 損害賠償について

損害賠償に関しては、大成建設との契約書に基づき、入札時（技術提案型総合評価方式）の技術提案が達成されなかった場合の違約金と、全体工期（令和9年10月15日）が遅延する場合の遅延違約金等で対応する方向で検討している。

（1）技術提案不履行に伴う違約金

（世田谷区本庁舎等整備工事請負契約約款47条の2第1項4号）

受注者である大成建設は、入札時に自らが提示した技術提案等の内容を遵守しなければならない。なお、大成建設の責めに帰すべき事由により、技術提案等が達成されなかった場合、区は違約金を請求する。

（2）工期延伸に伴う遅延違約金

（世田谷区本庁舎等整備工事請負契約約款47条の2第1項1号、5項、6項）

受注者である大成建設は、契約本体に定める工期（令和9年10月15日）が大成建設側の事情により遅延した場合には、遅延違約金を支払い、工期を延長することができる。

遅延違約金の額は、契約金額から一部しゅん工に係る引渡しを受けた部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3%で計算した額とする。

なお、具体的な遅延違約金の算定根拠については、現在、大成建設と協議中である。

5 1期工期の変更に関して大成建設との協議中の事項について

現在、区では、世田谷区本庁舎等整備工事における1期工期の変更に関し、大成建設に対し以下の項目を示し、協議を行っている。

- ・本契約の1期工期を延伸日まで延伸する原因は、区には一切なく、全て大成建設にあることを確認すること。
- ・大成建設は、1期工期が延伸され、区および区民に影響を及ぼしている状況を踏まえ、速やかに人員・機材等を調整のうえ、迅速かつ的確な工事实施に向けて、最大限努めるものとする。
- ・大成建設は、本契約の1期工期の延伸により区に及ぼした損害を、誠意をもって賠償すること。
- ・その他、大成建設は、契約約款に定める損害賠償や違約金（技術提案不達成の場合の違約金を含む）等に関する事項、また、今後の工程延伸防止に向けた契約上の工夫の導入について、誠意をもって、区側と協議を行うこと。